

## 生駒市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により実施した令和5年度第2回定期監査の結果について、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

令和6年8月8日

生駒市監査委員 東良徳一

生駒市監査委員 平松亜矢子

生駒市監査委員 改正大祐

### 記

#### 1 監査の種別

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査

#### 2 監査の期間

令和6年1月9日から令和6年3月1日まで

#### 3 監査の対象

##### (1) 対象部局

市民部 課税課、収税課、人権施策課（人権文化センター、児童館、男女共同参画プラザを含む。）、環境保全課（清掃リレーセンターを含む。)

教育こども部 幼保こども園課、こども総務課、子育て支援総合センター（こどもサポートセンターを含む。）、中保育園、あすか野幼稚園、桜ヶ丘幼稚園、なばた幼稚園、生駒台小学校、生駒小学校、生駒南小学校、上中学校、光明中学校、大瀬中学校

生涯学習部 スポーツ振興課

会計課

選挙管理委員会事務局

##### (2) 対象期間

令和4年度及び令和5年度

#### 4 監査の方法

生駒市監査基準に準拠し、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令に従い適正かつ効率的に行われているかについて、関係諸帳簿等の確認を行うとともに必要に応じて関係職員からの事情聴取等を行い実施した。

なお、本年度は、随意契約に係る事務を重点項目として定め監査を行った。

#### 5 監査実施監査委員

東良徳一監査委員、平松亜矢子監査委員、白本和久監査委員

#### 6 監査の結果

##### (1) 随意契約について（重点項目）

地方自治法第234条の規定により、地方公共団体が締結する契約については、一般競争入札に

よることが原則であり、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法は政令で定める場合に該当する場合に限りできることとされている。

このうち随意契約は、他の方法に比べて手続きが容易であるため、契約に当たりその目的、内容、求める品質等によって自由に契約の相手方を選定できる利点がある。一方で、契約先が特定の相手に偏重する可能性や不適切な価格となる等の弊害が起こる可能性も否定できない。そのため、随意契約により契約を締結するに当たっては、公平性、公正性、透明性、経済性等の確保が求められることから、今回の定期監査における重点項目とした。

監査の対象は、各監査対象部局における随意契約のうち、いずれも少額随意契約の金額を超える、100万円以上の委託料並びに130万円以上の修繕料及び工事請負費に係る契約について対象とした。（下表のとおり）

監査した結果、随意契約理由書に記載している理由の説明が不十分なものも見受けられた。随意契約理由書は当該契約を随意契約で行うと判断した経緯を説明する書類であり、随意契約を行うに当たっては非常に重要な書類の一つである。そのため、随意契約理由書の記載に当たっては市民の理解が得られるよう留意されたい。

その他の随意契約に係る事務については、生駒市監査基準に準拠し監査した限りにおいて法令に適合していると認められないものはなかった。

各対象部局別対象契約件数

対象部局		件数
市民部	課税課	12件
	収税課	0件
	人権施策課（人権文化センター、男女共同参画プラザ、児童館を含む。）	0件
	環境保全課	21件
	清掃リレーセンター	7件
教育こども部	幼保こども園課	4件
	こども総務課	3件
	子育て支援総合センター（こどもサポートセンターを含む。）	1件
	中保育園、あすか野幼稚園、桜ヶ丘幼稚園、なばた幼稚園、生駒台小学校、生駒小学校、生駒南小学校、上中学校、光明中学校、大瀬中学校	いずれも0件
生涯学習部	スポーツ振興課	8件
	会計課	0件
	選挙管理委員会事務局	2件

## （２）その他の事項について

監査した結果、一部の所属（幼保こども園課）において、事後調定に係る収入の調定処理が長期間されていない事例が見受けられたので適切な措置を講じられたい。

なお、措置を講じたときは、自治法第199条第14項の規定に基づき、当該措置の内容を監査委員に通知されたい。

その他については、窓口で受領した現金を指定金融機関へ払い込む処理が遅延していたもの等の軽微な事項が認められたが、生駒市監査基準に準拠し監査した限りにおいて、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理において法令に適合していると認められないものはなかった。また、最少の経費で最大の効果を挙げるよう努めていると認められないもの並びにその組織及び運営の合理化に努めていると認められないものはなかった。

なお、事務処理上改善・検討を要する軽微な事項については、その都度担当職員に所見を述べるとともに、指導を行った。

各課の監査結果については、別紙のとおりである。

また、本年度の定期監査（第1回、第2回）では、最少の経費で最大の効果を挙げるよう努めているか並びにその組織及び運営の合理化に努めているかについて監査するための一つの資料として、各課において業務を遂行する中で現在抱えている懸案事項について挙げていただくよう、提出資料の記入項目として追加し、資料の作成を依頼した。しかし、どの程度の事項（例えば、事業全体に関係するレベルなのか担当者の実務レベルなのか等）を挙げればよいのか、従前の説明が十分ではなかったこともあり、多くの対象課において「懸案事項はない」という回答であった。

多様化する市民ニーズに応え多くの業務を遂行していく中で、仮に現状で大きな問題はなく順調に業務遂行ができているとしても、課題や問題が全くないということは考え難い。むしろ、業務を遂行する上では、いかに効率よくかつ効果的に業務目的を達成することができるかを常に意識を持っていただきたい。

本項目については、次年度以降も継続して記入を依頼する予定である。本項目は、業務遂行上の実務者レベルから施策に影響するようなレベルまで、求める範囲を特に限定するものではないので、今後、監査対象課にあっては、資料作成の際には、現状で抱える課題、問題点等について積極的に挙げていただき提出していただくよう要望する。

## (別紙)

### 市民部

#### 課税課

- 1 監査実施日 令和6年1月9日～1月11日
- 2 監査結果

##### (1)歳入について

閲覧手数料、証明手数料等収入について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票、交付申請書その他関係資料を照合・確認したところ、窓口にて収納した手数料等を約一週間分まとめて指定金融機関に納入していた。生駒市会計規則第13条第1項の規定では、現金を直接収入したときは「領収書を納付者に交付し、納付書にその現金等を添え、特別の事情がない限り、翌日までに指定金融機関等に払い込まなければならない。」と規定されており、今後、この規定に従い適正に処理するよう口頭で指導した。その他については確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

##### (2)歳出について

###### ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

なお、固定資産税(土地)評価替えに係る標準宅地鑑定評価業務及び固定資産税評価額に係る時点修正業務に係る委託契約について、長期間にわたり同一の者と随意契約しているが、同業務においては同一の者に継続して委託することの必要性は認められるものの、長期にわたり同一の者と随意契約することの弊害やリスクも懸念されることから、今後それら弊害やリスクを回避できるよう検討されたい。

###### イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

##### (3)現金の取扱事務について

窓口つり銭用現金は手提げ金庫及びレジスターにて保管・管理しており、また、手提げ金庫の保管物について実査し確認したところ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

##### (4)その他の事務について

郵券の保管・管理について、郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払い及び郵券受払簿への記入も適正に行われ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### 収税課

- 1 監査実施日 令和6年1月9日～1月11日
- 2 監査結果

(1)歳入について

歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票その他関係資料を照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2)歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、見積書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3)現金の取扱事務について

窓口つり銭用現金は、執務時間中はレジスターにて保管・管理し、それ以外は手提げ金庫にて保管・管理しており、また、手提げ金庫の保管物について実査し確認したところ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(4)その他の事務について

郵券の保管・管理について、郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払い及び郵券受払簿への記入も適正に行われ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## 人権施策課

1 監査実施日 令和6年1月18日～1月19日

2 監査結果

(1)歳出について

ア 支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## 人権文化センター・児童館

1 監査実施日 令和6年1月18日～1月19日

2 監査結果

(1)歳入について

人権文化センター使用料及び人権文化センター講座参加負担金に係る収入について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票を照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2)歳出について

ア 支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## 男女共同参画プラザ

1 監査実施日 令和6年1月18日

2 監査結果

(1)歳入について

ア 施設使用料収入について

コミュニティセンターの施設使用料収入について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票、施設使用許可申請書その他関係資料を照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 物品売払収入について

「万葉絵はがき」等の物品の売払いについて、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票、領収書控等を照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると求められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

ウ その他の収入について

コピー代等の収入について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票及び領収書控等を照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2)歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3)現金の取扱事務について

窓口つり銭用現金は手提げ金庫にて保管・管理しており、また、手提げ金庫の保管物について実査し確認したところ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(4)その他の事務について

郵券の保管・管理について、郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払い及び郵券受払簿への記入も適正に行われ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## 環境保全課

1 監査実施日 令和6年1月15日～1月17日

2 監査結果

(1)歳入について

ア 使用料及び手数料収入について

火葬場使用料、ごみ処理手数料、し尿処理手数料等の収入について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票、領収書その他関係資料を照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し

適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の収入について

汚泥処理負担金、キエーロモニター参加費及び古紙類売払代金に係る収入について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票及び領収書控等を照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) 現金の取扱事務について

窓口つり銭用現金は手提げ金庫にて保管・管理しており、また、手提げ金庫の保管物について実査し確認したところ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## 清掃リレーセンター

1 監査実施日 令和6年1月17日

2 監査結果

(1) 歳入について

ア 使用料及び手数料収入について

ごみ袋販売及びごみ持込みに係る手数料収入について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票、領収書その他関係資料を照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の収入について

リユース物品販売代金、資源ごみ回収料金に係る収入について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票及び領収書控等を照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ、決裁ルートに財政課合議が漏れていたものがあつたため、生駒市事務専決規程の規定に基づき適正に処理するよう口頭で指導した。その他については、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

### (3)現金の取扱事務について

窓口つり銭用現金は手提げ金庫にて保管・管理しており、また、手提げ金庫の保管物について実査し確認したところ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## 教育こども部

### 幼保こども園課

1 監査実施日 令和6年1月22日～1月25日

2 監査結果

#### (1)歳入について

市立保育所保護者負担金、私立保育所の保護者負担金、保育園児給食費、幼稚園児給食費等に係る収入について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票、領収書その他関係資料を照合・確認したところ、事後調定に係る収入の調定処理がされていない状態のものがあった。歳入が収納後長期間調定処理されない状況にあることは、歳入の管理上好ましくない状態であるため、適時に調定処理を行うよう適切な措置を講じられたい。その他については、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### (2)歳出について

##### ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

##### イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

### こども総務課

1 監査実施日 令和6年1月29日～1月31日

2 監査結果

#### (1)歳入について

児童手当受給証明書発行手数料等に係る収入について歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票、領収書その他関係資料を照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### (2)歳出について

##### ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

##### イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処

理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3)現金の取扱事務について

窓口つり銭用現金は手揚げ金庫にて保管・管理しており、また、手揚げ金庫の保管物について実査し確認したところ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(4)その他の事務について

郵券の保管・管理について、郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払い及び郵券受払簿への記入も適正に行われ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## 子育て支援総合センター（こどもサポートセンターを含む。）

1 監査実施日 令和6年2月1日

2 監査結果

(1)歳入について

講座用テキスト代に係る収入について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票、領収書等を照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2)歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ確認した範囲内において法令等にに基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3)その他の事務について

郵券の保管・管理について、郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払い及び郵券受払簿への記入は適正に行われ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## 中保育園

1 監査実施日 令和6年2月8日

2 監査結果

(1)歳入について

延長保育料及び職員給食費に係る収入事務について、調定伝票、収入伝票、延長保育申込書、延長保育利用実績表、領収書、徴収台帳、通帳等を閲覧し照合・確認したところ、確認した範囲内において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(2)歳出について

支出負担行為伺書、歳出予算差引簿、旅行命令簿等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

なお、全て少額の支出であり、契約書の作成を必要とする支出はなかった。

### (3) 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、受払簿の記入も適正に行われていた。

## あすか野幼稚園

1 監査実施日 令和6年2月5日

2 監査結果

### (1) 歳入について

通園費及び預かり保育料に係る収入事務について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票、預かり保育利用届、通帳等を閲覧し照合・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

### (2) 歳出について

支出負担行為伺書、歳出予算差引簿、旅行命令簿等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

なお、全て少額の支出であり、契約書の作成を必要とする支出はなかった。

### (3) 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、受払簿の記入も適正に行われていた。

## 桜ヶ丘幼稚園

1 監査実施日 令和6年2月5日

2 監査結果

### (1) 歳入について

預かり保育料に係る収入事務について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票、預かり保育利用届、通帳等を閲覧し照合・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

### (2) 歳出について

支出負担行為伺書、歳出予算差引簿、旅行命令簿等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

なお、全て少額の支出であり、契約書の作成を必要とする支出はなかった。

### (3) 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、受払簿の記入も適正に行われていた。

## なばた幼稚園

1 監査実施日 令和6年2月7日

2 監査結果

### (1) 歳入について

通園費及び預かり保育料に係る収入事務について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票、預かり保育利

用届、通帳等を閲覧し照合・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(2) 歳出について

支出負担行為伺書、歳出予算差引簿、旅行命令簿等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

なお、全て少額の支出であり、契約書の作成を必要とする支出はなかった。

(3) 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、受払簿の記入も適正に行われていた。

## 生駒台小学校

1 監査実施日 令和6年2月9日

2 監査結果

(1) 歳入について

私用電話使用料等に係る収入事務について歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票を閲覧し照合・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(2) 歳出について

支出負担行為伺書、歳出予算差引簿等を閲覧・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

なお、全て少額の支出であり、契約書の作成を必要とする支出はなかった。

(3) 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、受払簿の記入も適正に行われていた。

## 生駒小学校

1 監査実施日 令和6年2月8日

2 監査結果

(1) 歳入について

預金利息に係る収入事務について歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票を閲覧し照合・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(2) 歳出について

支出負担行為伺書、歳出予算差引簿等を閲覧・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

なお、全て少額の支出であり、契約書の作成を必要とする支出はなかった。

(3) 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、受払簿の記入も適正に行われていた。

## 生駒南小学校

1 監査実施日 令和6年2月13日

2 監査結果

(1)歳入について

預金利息に係る収入事務について歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票を閲覧し照合・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(2)歳出について

支出負担行為伺書、歳出予算差引簿等を閲覧・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。なお、全て少額の支出であり、契約書の作成を必要とする支出はなかった。

(3)郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、受払簿の記入も適正に行われていた。

## 上中学校

1 監査実施日 令和6年2月14日

2 監査結果

(1)歳入について

公衆電話使用料等に係る収入事務について歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票を閲覧し照合・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(2)歳出について

支出負担行為伺書、歳出予算差引簿等を閲覧・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。なお、全て少額の支出であり、契約書の作成を必要とする支出はなかった。

(3)郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、受払簿の記入も適正に行われていた。

## 光明中学校

1 監査実施日 令和6年2月9日

2 監査結果

(1)歳入について

公衆電話使用料等に係る収入事務について歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票を閲覧し照合・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(2)歳出について

支出負担行為伺書、歳出予算差引簿等を閲覧・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。なお、全て少額の支出であり、契約書の作成を必要とする支出はなかった。

(3)郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、受払簿の記入も適正に行われていた。

## 大瀬中学校

1 監査実施日 令和6年2月15日

2 監査結果

(1)歳入について

公衆電話使用料等に係る収入事務について歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票を閲覧し照合・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

(2)歳出について

支出負担行為伺書、歳出予算差引簿等を閲覧・確認したところ、確認した範囲において適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。なお、全て少額の支出であり、契約書の作成を必要とする支出はなかった。

(3)郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、受払簿の記入も適正に行われていた。

## 生涯学習部

### スポーツ振興課

1 監査実施日 令和6年2月19日～2月22日

2 監査結果

(1)歳入について

山麓公園テニスコート使用料及び夜間照明使用料について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票、領収書等を照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2)歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

### 会計課

1 監査実施日 令和6年2月29日～3月1日

2 監査結果

(1)歳入について

積立基金利子及び歳計現金預金利子の収入事務について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票等を照合・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

支出負担行為伺書等について閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) 現金の取扱事務について

窓口つり銭用現金及び臨時釣銭貸出用現金の管理状況を確認したところ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## 選挙管理委員会事務局

1 監査実施日 令和6年2月27日～2月28日

2 監査結果

(1) 歳入について

生駒市長選挙における供託金の収入事務について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票等を照合・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) その他の事務について

郵券の保管・管理について、郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払い及び郵券受払簿への記入は適正に行われ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。